

財務に関する公益認定の基準 について(基礎編)



内閣府

目次

【財務に関する公益認定の基準について(基礎編)】

1. 財務三基準の概要 3
2. 財務諸表と別表、財務三基準の関係 6
3. 損益計算書内訳表の作成 7
4. 収支相償について11
5. 公益目的事業比率について14
6. 遊休財産額保有制度について15

1. 財務三基準の概要

① 収支相償について

条文

公益目的事業に係る収入が適正な費用を超えないと見込まれること(認定法第5条6号)
(以下、「収支相償」)

公益法人は、その公益目的事業を行うに当たり、当該公益目的事業の実施に要する適正な費用を償う額を超える収入を得てはならない(認定法第14条)

ポイント

- 公益目的事業は、不特定多数の者の利益の増進に寄与すべきものであるから、これに充てるべき財源を最大限に活用して無対価又は低廉な対価を設定し、受益の範囲を可能な限り拡大することが求められているが、その確保を目的とする。
- 「公益法人は、単年度で黒字を出してはならない」ということではなくて、この条項で求められているのは、中・長期的に見て、公益目的事業に係る収入が、すべて公益目的事業に使われることである(FAQ問V-2-③)。

⇒ 単年度の収益－費用が「黒字」となる場合の対応

- ◆「黒字」を計画的に積立てて、使用する仕組み(特定費用準備資金・資産取得資金)
- ◆使途が指定された寄附金等について、会計上、特別に取扱う仕組み(指定正味財産)
- ◆定期提出書類に「今後の剰余金の扱い」の記載欄

(注)FAQ: 新たな公益法人制度への移行等に関するよくある質問

1. 財務三基準の概要

② 公益目的事業比率について

条文

公益目的事業比率が50%以上となると見込まれること(認定法第5条8号)

公益法人は、毎事業年度における公益目的事業比率が50%以上となるように公益目的事業を行わなければならない。(認定法第15条)

ポイント

- 公益法人は、公益目的事業を行うことを主たる目的とし、「公益法人」の名の下、国民からの寄附等を受けつつ事業活動を行うものであることから、公益法人が行うすべての活動の規模に占める公益目的事業の規模の割合が、少なくともその半分を占めていることが必要

【具体的算定方法】

- ◆ 正味財産増減計算書内訳表における、公益目的事業会計、収益事業等会計及び法人会計の経常費用を基礎として算定
 - ⇒ 役員報酬を含む人件費、事務所費用等の共通経費については、適正な基準により配賦
 - ⇒ 会計基準の運用指針12.(2)の取扱要領において、事業費は「事業の目的のために要する費用」、管理費は「各種の事業を管理するため、毎年度経常的に要する費用」と記載。
- ◆ 上記の費用について、ア:特定費用準備資金、イ:土地・融資・ボランティアのみなし費用で調整

1. 財務三基準の概要

③ 遊休財産額保有制度について

条文

遊休財産額が1年間の公益目的事業費を超えないと見込まれること(認定法第5条6号9号、同第16条)

ポイント

- 寄附等により取得・形成された財産は、速やかに公益目的事業の拡充等に使用されるべきであり、公益目的事業の実施とは何ら無関係に**法人内部に過大に蓄積**することは適当ではないことから、設けられた規定。

※ 法人が、社会経済情勢の変化等に迅速に対応しつつ、適切に公益目的事業を実施していくためには、ある程度、自由に使用することができる資金を保有しておくことも必要であり、認定法の定義上、基準の範囲で「遊休財産」とされる資金を保有すること自体は何ら問題ではない。

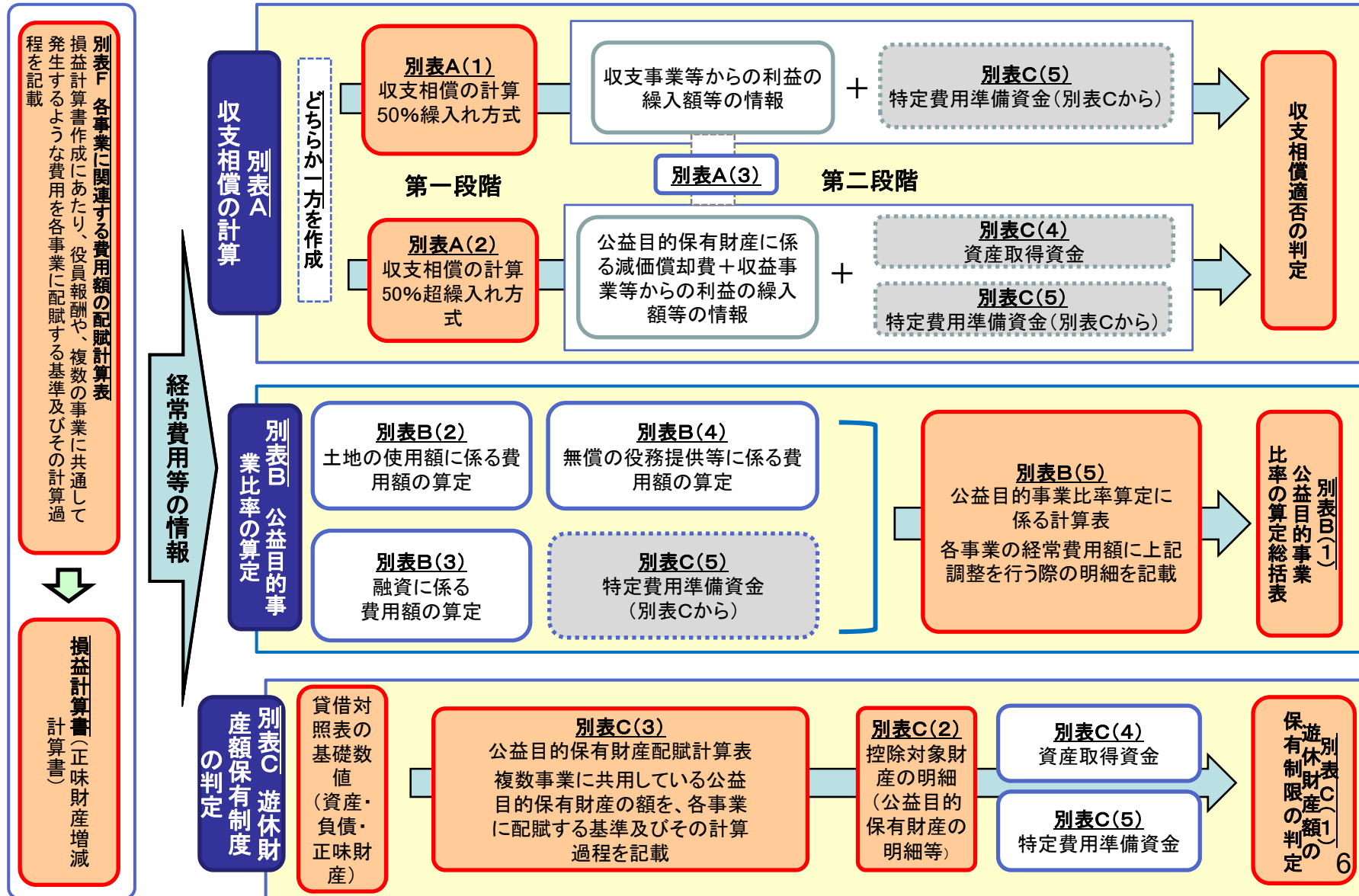
- 遊休財産額とは、「公益目的事業又は公益目的事業を行うために必要な収益事業等その他の業務若しくは活動のために現に使用されておらず、かつ、引き続きこれらのために使用されることが見込まれない財産として内閣府令で定めるもの」(認定法第16条2項)を言い、

資産－負債－(控除対象財産－対応する負債)として算定される。

※ 対応する負債を控除するのは、借入金(負債)で資産を取得している場合に、「負債」及び控除対象財産の二重に減算されることを防ぐため。

2. 財務諸表と別表、財務三基準の関係

- 財務諸表と定期提出書類の別表A～Cと財務三基準との関係と計算の流れは以下のとおりである。
- の資料は必ず作成しなければならない。その他の資料は必要に応じて作成する。



3. 損益計算書内訳表の作成

- ①損益計算ベース(費用ベース)かつ②事業別に区分経理

	公1	公2	公共通	合計
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
...				
...				
...				
経常収益計	○○	△△	◇◇	○○
(2) 経常費用				
事業費				
...				
...				
管理費				
...				
経常費用計	●●	▲▲	◆◆	●●
2. 経常外増減の部				
...				

①損益計算ベース特有の会計処理

<費用計上すべき科目の例>

- * 退職給付費用
- * 固定資産減価償却費

<費用計上できない科目の例>

- * 固定資産取得支出
- * 貸付や借入金返済に伴う支出

②事業ごとに収益、費用を計上

収益について

➤どの事業、どの目的に対応するものかに従って、公1、公2・・・と計上

- ①基本財産・特定資産の運用益
- ②会費、賛助会費
- ③寄附金、協賛金
- ④事業収益

費用について

- 事業費※1:公1、公2・・・の各事業に計上
- 管理費※2:法人会計に計上

※1:当該事業の目的のために要する費用
 ※2:事業を管理するために経常的に要する費用

➤各事業に共通して発生する経費
 :適正な基準で公1、公2・・・と配賦可能

- 事務所の賃借料:使用割合(面積比)
- 理事の報酬:当該理事の従事割合など 7

3. 損益計算書内訳表の作成

● 経常収益の部

科 目	公益目的事業会計				収益事業等会計					法人 会計	合計
	公1	公2	共通	小計	収1	収2	他1	共通	小計		
基本財産運用益			22,940	22,940						1,260	24,200
基本財産受取利息			2,940	2,940						1,260	4,200
基本財産受取配当金			20,000	20,000							20,000
特定資産運用益	450			450							450
特定資産受取利息	450			450							450
受取会費			3,750	3,750			3,750		3,750		7,500
賛助会員受取会費			3,750	3,750			3,750		3,750		7,500
事業収益		500		500	1,150	3,700	2,200		7,050		7,550
講演会事業収益		500		500							500
販売事業収益					1,150				1,150		1,150
会議室使用料						3,700			3,700		3,700
例会事業収益							2,200		2,200		2,200
受取寄附金	16,125	12,000	20,000	48,125						20,000	68,125
受取寄附金振替額	16,125			16,125						0	16,125
受取寄附金			20,000	20,000						20,000	40,000
地域文化大賞協賛金		12,000		12,000							12,000
雑収益											2
受取利息											2
経常収益計										2,260	107,827

【①運用益】
 目的の定めに従って元本を区分し、運用益(利息・配当金)を計上

【④事業収益】
 対応する事業に直接計上

【③寄附金・協賛金】 原則、公益に計上。
 受入時の用途の定めがある場合、それに従い配賦・計上

【②会費、賛助会費】
 財団の賛助会費は、寄附金に該当
 徴収時の用途の定めがある場合、それに従い配賦・計上
 社団の場合は、用途の定めなき会費の50%は公益に配賦・計上

寄付金、事業収益:公益目的事業のみを実施する場合、合理的範囲で法人会計に配賦可能(FAQ問VI-1-③)

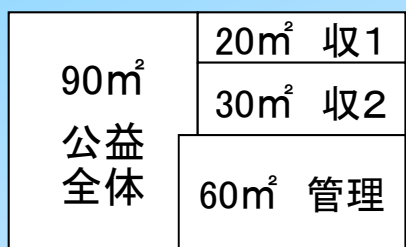
3. 損益計算書内訳表の作成

● 経常費用の部・事業費

科目	公益目的事業会計				収益事業等会計					法人会計	合計
	公1	公2	共通	小計	収1	収2	他1	共通	小計		
事業費	60,569	10,500	2,229	73,298	1,230	1,104	5,767		8,101		81,399
※ 役員報酬	2,304	576		2,880			288		288		3,168
※ 給料手当	22,000										30,800
※ 退職給付費用	495										648
※ 福利厚生費											252
旅費交通費	700										1,400
印刷製本費	500										1,500
※ 通信運搬費	450										657
※ 減価償却費	95										133
※ 消耗什器備品費	350										511
※ 消耗品費			420	420			70	70	70		560
※ 賃借料	300	300	1,620	2,220	360	540			900	1,080	3,120
諸謝金	760	200		960			120		120		1,080
支払助成金	30,000	2,500		32,500							32,500
委託費											1,100
選考費用											2,170
例会開催費									1,800		1,800

＜事業費の計上例：賃借料＞

①事務所(200㎡)を年3,600で賃借
 >例えば、賃借料を以下のように使用割合(面積比)で配賦



公共通 : 45% (1,620)
 収1 : 10% (360)
 収2 : 15% (540)
 法人会計 : 30% (1,080)

②上記の他、以下が公1、公2に直接計上
 >公1事業のためホテル借受(選考会場): 300
 >公2事業のためホテル借受(表彰会場): 300

ここではなく、
管理費に記載

「※」は各事業に配賦して計上している科目(☞次頁参照)

3. 損益計算書内訳表の作成

● 経常費用の部・管理費

科 目	公益目的事業会計				収益事業等会計					法人 会計	合計	
	公1	公2	共通	小計	収1	収2	他1	共通	小計			
管理費											21,606	21,606
※ 役員報酬											4,032	4,032
※ 給料手当											9,200	9,200
※ 退職給付費用											252	252
※ 福利厚生費											63	63
会議費											3,000	3,000
旅費交通費											1,000	1,000
印刷製本費											100	100
※ 通信運搬費											243	243
※ 減価償却費											57	57
※ 消耗什器備品費											189	189
※ 消耗品費											140	140
※ 賃借料											1,080	1,080
委託費											120	120
雑費											2,130	2,130
経常費用計	60,569	10,500	2,229	73,298	1,230	1,104	5,767	0	8,101	21,606	103,005	
...												
当期経常増減額	△ 43,994	2,000	44,463	2,469	△ 80	2,596	183	0	2,699	△ 346	4,822	

費用の配賦について

➤各事業に共通して発生する経費は、適正な基準で配賦可能

☞以下の配賦基準を参考に
(公益認定等ガイドライン I-7-(1)-②)

配賦基準	適用される費用科目
建物面積比	地代、家賃、建物減価償却費、建物保険料等
職員数比	福利厚生費、事務用消耗品費等
従事割合	給料、賞与、賃金、退職金、理事報酬等
使用割合	備品減価償却費、コンピューターリース代等

※上記の他、経常外増減の部、指定正味財産増減の部も記載

4. 収支相償について

● 収支相償 ➢ 経常収益と経常費用を比較 ⇨ 第一段階(事業単位)と第二段階(全体)で判断(50%繰入の場合の例) ⇨ 別表Aに記載

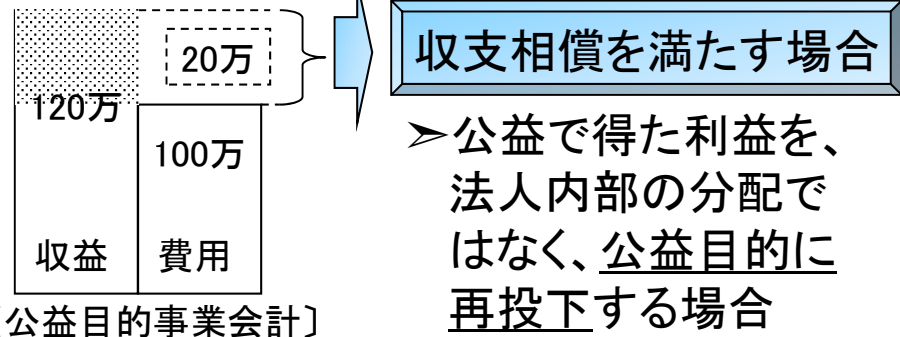
科目	公益目的事業会計			収益事業等会計 収等共通
	公1	...	共通	
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
...				
経常収益計	○○	◇◇	□□	
(2) 経常費用				
事業費				
...				
管理費		(*)		
...				
経常費用計	●●	◆◆	■■	
2. 経常外増減の部				
他会計振替額			▽▽	▼▼
...				

第一段階: [○○]と[●●]を比較

第二段階: [□□]+[▽▽(*)]と
[■■]を比較

(*) 収益事業等からの利益の繰入額
⇨ 収益事業、その他の事業で黒字がある場合は、その50%以上を公益に繰入

プラスの場合について



【第一段階・第二段階共通】

◎ 特定費用準備資金(*)の積立
ex. 将来の公益目的事業の拡大

【第二段階のみ】

◆ 資産の取得・改良の資金(*)の積立
ex. 公益目的に使用する建物の修繕積立金

◆ 当期の公益目的保有財産(*)の取得
ex. 公益目的に使用する什器備品の購入

◆ 個別事情に応じた判断(解消計画の1年の延長等)

(*) : 別表C(2)等に記載、反映

4. 収支相償について

● 第二段階での収支相償の計算

① 50%繰入れの場合(別表A(1))

第一段階の収支相償を満した各公益目的事業に直接関連する費用と収益に加え、公益目的事業の会計に属するその他の費用と収益で各事業に直接関連付けられない費用と収益、公益目的事業に係る特定費用準備資金への積立て額と取崩し額、更に収益事業等を行っている法人については、収益事業等から生じた利益の50%を加算して収支を比較する。

収支相償対照表
(収益事業等からの利益の繰入れが50%の場合)

費 用	収 入
公益目的事業に係る 経常費用	公益目的事業に係る 経常収益
	公益に係るその他の経常収益
公益に係るその他の経常費用	公益目的事業に係る 特定費用準備資金取崩し額
公益目的事業に係る 特定費用準備資金積立て額	収益事業等の利益を公益に繰入れた額 (利益の50%)

収入超過の場合には
公益目的保有財産の取得支出や公益資産取得資金への繰入れ、
翌事業年度の事業拡大等による同額程度の損失とする等
解消するための扱いを説明

◆公益目的事業に係る特定費用準備資金積立て額・取崩し額には制限はない。

◆収支相償の計算は損益計算ベースによる。

◆剰余金が生じる場合には、公益目的事業のための資産の取得や翌年度の事業費に充てる等、公益のために使用することで解消理由を説明する。

◆前年度に剰余金相当額を翌事業年度の事業拡大を行うこととした場合には収入に加算する。

4. 収支相償について

● 第二段階での収支相償の計算

② 50%超繰入れの場合(別表A(2))

公益目的事業のために法人において収益事業等の利益額の50%を超えて繰入れの必要があると判断する場合には、公益目的事業に関するすべての資金の出入りとその見通しを足し合わせて収支を比較する。具体的には、まず、当期の公益目的保有財産に係る取得支出とその売却収入、及び将来の公益目的保有財産の取得又は改良に充てるための資産取得資金(認定法施行規則 § 22 Ⅲ③)への積立て額と取崩し額を公益目的事業が属する会計の費用、収益にそれぞれ加える。その際、公益目的事業費に含まれる公益目的保有財産に係る減価償却費は、財産の取得支出や資産取得資金の積立て額と機能が重複することから、控除する。

次に、特定費用準備資金への積立て額と取崩し額を加える。ただし、この資産取得資金と特定費用準備資金は将来の事業のための資金であるから、計画性をもって積立てと取崩しを行ってもらうため、収支相償の計算上は、今後積み立てなければならない見込み金額を積み立てる年数で除した額を限度として、積立て額を算入する。

収支相償対照表
(収益事業等からの利益の繰入れが50%超の場合)

費用	収入
公益目的事業に係る 経常費用 (減価償却費を除く)	公益目的事業に係る 経常収益
	公益に係るその他の経常収益
公益に係るその他の経常費用	公益目的保有財産の売却収入 (簿価+売却損益)
公益目的保有財産の取得支出	公益目的事業に係る 特定費用準備資金取崩し額 (過去に費用として算入した額の合計額)
公益目的事業に係る 特定費用準備資金積立て額 (所要資金額-前期末資金残高) / 積立期間残存年数 を限度)	公益資産取得資金取崩し額 (過去に費用として算入した額の合計額)
公益資産取得資金積立て額 (所要資金額-前期末資金残高) / 積立期間残存年数 を限度)	収益事業等の利益を公益に繰入れた額 (利益の100%を上限)

◆公益目的事業に係る特定費用準備資金及び資産取得資金の積立て額・取崩し額には、制限がある。

◆収支相償の計算は、すべての資金の出入りを足し合わせるため資金ベースによる。

◆50%超繰入れの場合には、算定した費用(支出)を限度として繰り入れるため、剰余金が生じることはない。

5. 公益目的事業比率について

- 公益目的事業比率 > 経常費用中の[公益] / [全体]の比率で判断 ⇨ 別表Bに記載

科 目	公益目的事業会計		収益事業等会計		法人会計	合計
	...	小計	...	小計		
I 一般正味財産増減の部						
1. 経常増減の部						
(1) 経常収益						
...						
(2) 経常費用						
事業費						
...						
管理費						
...						
経常費用計		●●	▲▲	■■		◆◆
2. 経常外増減の部						
...						

公益目的事業比率 ⇨ 50%以上

$$= \frac{[\text{公益目的事業の費用}]}{[\text{経常費用の合計}]}$$

$$= \frac{[\bullet\bullet]}{[\blacklozenge\blacklozenge]} \quad (\text{調整額あり} \dots \text{右図参照})$$

50%を下回る場合について(対応)

➤ 公益目的事業比率は、法人の活動を費用で換算するもの

必要に応じ、以下の「みなし費用」(*)を、調整額として、分子・分母に算入可能
 (*): 費用として計上されないが、公益を発信していると思われることが可能なもの

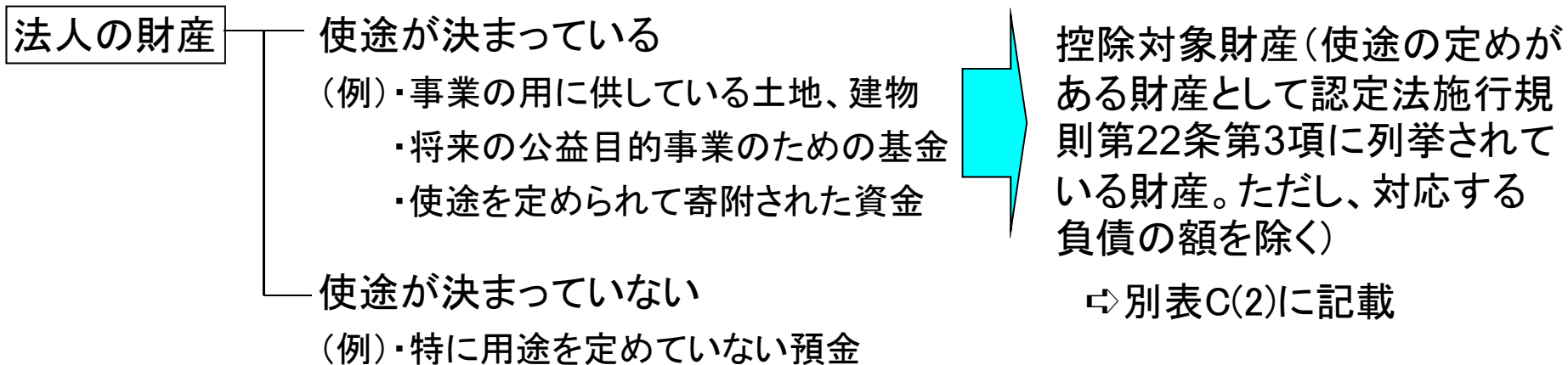
- ① 土地の使用に係る費用額
⇨ 自己所有地の賃料相当額を費用擬制
- ② 融資に係る費用額
⇨ 無利子・低利融資を行う場合、市場金利との差額を費用擬制
- ③ 無償の役務提供に係る費用額
⇨ ボランティアの人件費を費用擬制
- ④ 特定費用準備資金への積立額

※: ①②③は、それぞれ別表B(2)(3)(4)に記載

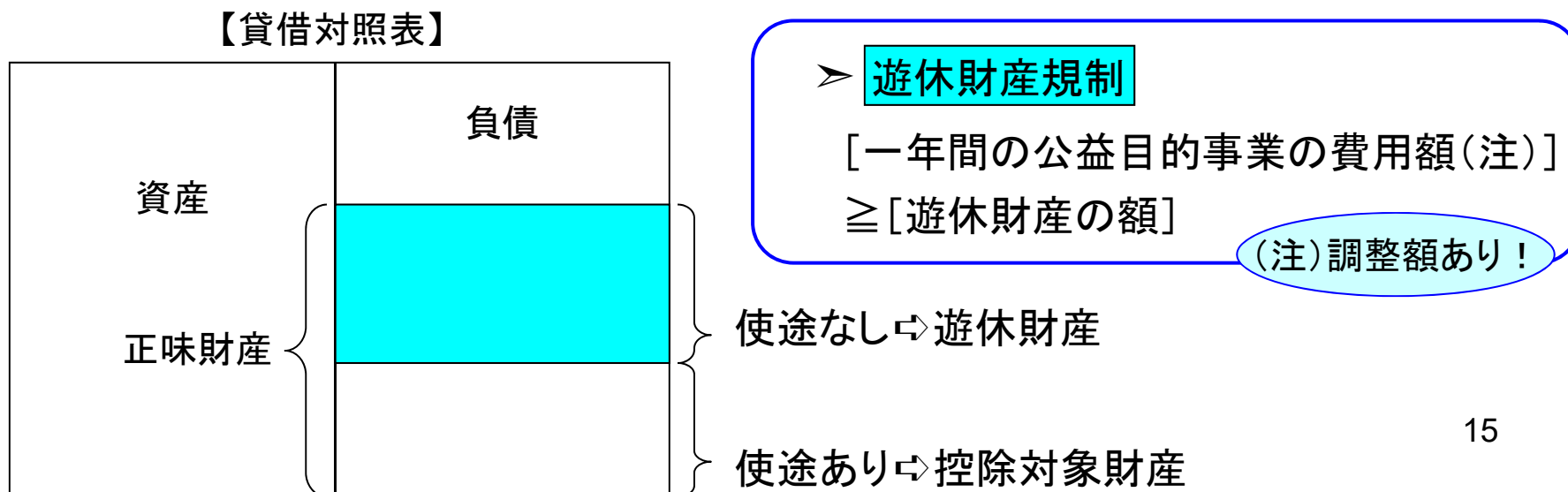
※: ④は、収支相償の剰余金の説明にも可

6. 遊休財産額保有制度について

● 法人の財産を、用途に応じて分類



● 遊休財産額は、[資産]－[負債]－[控除対象財産]を基礎として判定 ⇨別表C(1)



6. 遊休財産額保有制度について

- 貸借対照表、財産目録に基づき、用途の決まっている財産を洗い出し⇨ 控除対象財産

【貸借対照表】

I 資産	II 負債
流動資産…	流動負債…
固定資産	固定負債…
(1)基本財産 …	III 正味財産
(2)特定資産 …	指定正味財産 …
(3)その他 固定資産…	一般正味財産 …

※基本財産
定款で定められた資産
※特定資産
特定の目的のために用途等に制約を課した資産

➢2号財産:公益目的事業に必要な収益事業等その他の業務又は活動の用に供する財産

➢5号、6号財産:交付者の定めた用途に充てるために保有している財産・資金

科目		用途、保有目的
流動資産(現金、預金)		用途の定めなし
固定資産		
基本財産	定期預金	70%:公益のため 30%:管理費のため
	投資有価証券(国債)	70%:公益のため 30%:管理費のため
	投資有価証券(株式)	公益のため
特定資産	〇〇ビル取得積立資金	50%:公益に充当 50%:公益以外に充当
	××事業積立資金	×周年事業のため(公2事業の一環)
	△△助成積立資産	公1事業のため…寄附者の用途
固定資産 その他	建物付属設備	45%:公益のため 55%:収益等のため
	ソフトウェア	収益等のため
	…	
	投資有価証券	用途の定めなし
<正味財産>		
指定正味財産(特定資産に充当)	△△積立資産 ※再掲	
一般正味財産		

公益目的
保有財産

2号財産

資産取得
資金

特定費用
準備資金

5号、6号
財産

用途の定めなし…
遊休財産

6. 遊休財産額保有制度について

- 貸借対照表、財産目録から洗い出した控除対象財産を、別表C(2)に記入

1. 公益目的保有財産(公益目的事業の用に供するため保有している財産)

番号	財産の名称	...	事業 番号	財産の使用状況	帳簿価額		...	共用財産
					期首	期末		共用割合
1	基本財産 定期預金		公1,2	運用益を公益目的事業の財 源として使用している	140,000	140,000		2-1 70%
2	基本財産 投資有価証券(国債)		公1,2	運用益を公益目的事業の財 源として使用している	280,000	280,000		2-2 70%
3	基本財産 投資有価証券(株式)		公1,2	運用益を公益目的事業の財 源として使用している	1,000,000	1,000,000		
4	その他固定資産 建物付属設備		公1,2	公益目的事業の用に供して いる	594	540		2-3 45%

2. 公益目的事業に必要な収益事業その他の業務又は活動の用に供する財産

1	基本財産 定期預金		管	運用益を管理費の財源とし て使用している	60,000	60,000		1-1 30%
2	基本財産 投資有価証券(国債)		管	運用益を管理費の財源とし て使用している	120,000	120,000		1-2 30%
3	その他固定資産 建物付属設備		管 収1,2	管理運営及び収益事業の用 に供している	726	660		1-4 55%
4	その他固定資産 ソフトウェア		管	管理運営の用に供している	50	41		

☞ 1と2で共用している財産：：別表C(3)に詳細を記入

6. 遊休財産額保有制度について

- 貸借対照表、財産目録から洗い出した控除対象財産を、別表C(2)に記入

3. 資産取得資金 詳細を別表C(4)に記入

(公益のみ)

番号	財産の名称	事業番号	財産の使用状況	帳簿価額		...	共用財産
				期首	期末		共用割合
1	〇〇ビル(仮称)取得積立資金	公1,2	〇〇ビルを区分所有するための資金	63,000	66,000		50%

(公益以外)

1	〇〇ビル(仮称)取得積立資金	収1,2、他1、管	〇〇ビルを区分所有するための資金	63,000	66,000		50%
---	----------------	-----------	------------------	--------	--------	--	-----

4. 特定費用準備資金 詳細を別表C(5)に記入

1	××事業積立資金	公2	第2回××記念式典の開催	0	2,000		
---	----------	----	--------------	---	-------	--	--

5. 交付者の定めた用途に従い使用・保有している財産 (1から4に記載した財産は除く)

1	△△積立資産	公1	運用益を△△事業に充てている株式	15,000	15,000		
---	--------	----	------------------	--------	--------	--	--

6. 交付者の定めた用途に充てるために保有している資金 (1から4に記載した財産は除く)

1	△△積立資産	公1	△△事業に充てるための資金	100,000	50,000		
---	--------	----	---------------	---------	--------	--	--